

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成29年10月23日

月 曜 日

第 4269 号

目 次

告 示	
○指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地の変更	1
公 告	
○一の敷地とみなすこと等の認定の取消し	3

~~~~~

## 告 示

~~~~~

富山県告示第427号

指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地の変更について

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第77条の35の 8 第 2 項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第 4 項の規定により公示する。

平成29年10月23日

富山県知事 石 井 隆 一

指定構造 計算適合 性判定機 関の名称	変更後の業務を行う事務所 の所在地	変更前の業務を行う事務所 の所在地	変更しよ うとする 年月日
株式会社 建築構造 センター	東京都新宿区新宿一丁目 8 番 1 号、宮城県仙台市青葉 区本町二丁目10番28号、福 島県郡山市中町11番 5 号、	東京都新宿区新宿一丁目 8 番 1 号、宮城県仙台市青葉 区本町二丁目10番28号、福 島県郡山市中町11番 5 号、	平成29年 10月30日

<p>埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目 2 番 3 号、千葉県船橋市葛飾町二丁目 402 番地 3、神奈川県横浜市西区北幸二丁目 3 番 19 号、長野県長野市南県町 1082 番地、愛知県名古屋市中区栄四丁目 14 番 2 号、三重県四日市市浜田町 12 番 18 号、島根県松江市中原町 6 番地、岡山県岡山市北区内山下一丁目 3 番 19 号、広島県広島市中区八丁堀 15 番 6 号、香川県高松市亀井町 2 番 1 号、愛媛県松山市三番町七丁目 13 番 13 号、福岡県福岡市博多区御供所町 1 番 1 号、佐賀県佐賀市駅前中央一丁目 9 番 38 号、長崎県長崎市万才町 3 番 4 号、宮崎県宮崎市川原町 5 番 10 号、鹿児島県鹿児島市西千石町 11 番 21 号及び沖縄県浦添市牧港五丁目 6 番 8 号</p>	<p>埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目 2 番 3 号、千葉県船橋市葛飾町二丁目 402 番地 3、神奈川県横浜市西区北幸二丁目 3 番 19 号、長野県長野市南県町 1082 番地、愛知県名古屋市中区栄四丁目 14 番 2 号、三重県四日市市浜田町 12 番 18 号、島根県松江市中原町 6 番地、岡山県岡山市北区内山下一丁目 3 番 19 号、広島県広島市中区八丁堀 15 番 6 号、愛媛県松山市三番町七丁目 13 番 13 号、福岡県福岡市博多区御供所町 1 番 1 号、佐賀県佐賀市駅前中央一丁目 9 番 38 号、長崎県長崎市万才町 3 番 4 号、宮崎県宮崎市川原町 5 番 10 号、鹿児島県鹿児島市西千石町 11 番 21 号及び沖縄県浦添市牧港五丁目 6 番 8 号</p>	
--	--	--

(建築住宅課)

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

一の敷地とみなすこと等の認定の取消しについて

次の公告対象区域内の建築物に係る建築基準法（昭和25年法律第 201号）第86条第 1 項の規定による認定について、同法第86条の 5 第 2 項の規定により認定の取消しをしたので、同条第 4 項の規定により公告する。

平成29年10月23日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 認定の取消しをした公告認定対象区域
砺波市庄川町金屋宇清水2768番、2767番及び2768番地先
- 2 認定の取消しをした日
平成29年10月13日

